

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鮫川村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鮫川村地域

(1) 現況

本地域は、鮫川・久慈川・阿武隈川・四時川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、自然条件と地域の特性を生かして水稻を中心に畜産や夏秋野菜の生産などの複合経営を展開してきた。また、農業生産活動を通して国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、農業を取り巻く情勢は農業従事者の高齢化、担い手不足により、耕作放棄地の増加や国土の保全、水源涵養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

さらに、豊かな自然環境を保全するため、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式の普及が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、適正な農業生産活動が維持され洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ対象地域の経済活動や生活環境等が改善されるとともに、当該地域以外の地域の住民に対しても、水源の涵養、保健休養等の多面的機能が及ぶものと期待されるため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

さらに、同項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、村内にある次の対象農用地の要件を満たす農業振興地域農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(対象地域)

村内全域（特定農山村法、山村振興法、過疎法）

(対象農用地)

傾斜区分・地目区分による対象農用地は、次の勾配を満たす農用地とする。

ア 急傾斜農用地・・・田 1 / 20 以上
畑・草地及び採草放牧地 15 度以上

傾斜度は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

イ 緩傾斜農用地・・・田 1 / 100 以上 1 / 20 未満
畑・草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満

(2) 集落協定の共通事項

1) 農業委員会の役割

農業委員会は、農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借り手の発掘等の積極的な活動に努める。

2) 農業振興地域整備計画との整合性

農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。

(3) 対象者

対象者は、耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いによりいずれかを対象とする。

農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(4) その他必要な事項

1) 集落相互間の連携

村は、対象行為の取り組み、生産性・収益の向上・担い手の定着、生活環境の整備の目標、米・麦・大豆・飼料作物等の生産目標等に係る取り組みが円滑になされるよう、集落相互間の連携の強化を図り、定期的に情報交換が行われるよう努める。

また、担い手のいない集落においても、担い手がいる集落の認定農業者等が利用権の設定又は農作業受委託を行うことにより集落協定が円滑に締結され、農用地の適正な耕作・維持管理がなされるよう、集落の担い手の状況、担い手の意向等の把握に努める。

村は、集落を越えた取り組み活動の推進と地域の活性化を図るため、集落協定等による協議会が発足された場合は、積極的に支援する。

特に、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な限界的集落等においては、当該小規模・高齢化集落と他集落等との統合及び連携に努める。また、一集落内に複数存在する小規模な集落協定等の統合・協定活動の連携等にも努める。

さらに、地域農業の状況等に応じて、農業公社、NPO法人、農作業受託を行う民間法人等の多様な主体の役割を明確化し、これら主体の集落協定への参加・連携、個別協定の締結等が行われるよう努める。